水稲共済細目書への記入例（抜粋版）

	前年度加入情報（主食用米）	加入方式・補償割合:	共済金額順位:	一筆半損特約:	品質付保割合 %	**** **** **** **** **** **** **** **** ****

	地名地番	台帳面積	本地面積	水稲面積	転作等面積	直播・密有機該	水稲品種等	摘要(転作作物名等) 1作目	摘要(転作作物名等) 2作目	出荷・自家用の別	植栽造成年度	類区分	収量等級	耕作者名	うるち作付面積(単位:a) コシヒカリ	うるち作付面積(単位:a) てんたかく	うるち作付面積(単位:a) 富富富	酒米作付面積(単位:a) 五百万石	酒米作付面積(単位:a)	もち作付面積(単位:a) 新大正	もち作付面積(単位:a)
記入パターン 1	○○○ 137-1	37.88	37.80	37.8		○	富富富										37 8				
記入パターン 2	○○○ 140-1	17.81	16.90		1.9 15.0			○ 水張り 自家菜園		自				本人							
記入パターン 3	○○○ 143-1	9.25	8.80		8.8			✕ 出荷△△	✕ 水張り	出				本人							
記入パターン 4	○○○ 145	7.99	7.60		7.6			○ 水張り	✕ 出荷□□□□	出				本人							

水稲作付の判定について（令和6年6月時点）

・水稲共済細目書の地名地番ごとに、過去５年間に水稲の作付けが有るかを確認する事になります。

・水稲作付けが無くても、水張りを行った事を示す写真と、水張り後の栽培品目に「連作障害が発生していない」と認められれば、良いと言われています。

また、育苗ハウスが立てられている圃場で、空いている部分で水稲作付けをする場合は認められますが、自家菜園や果樹を４年間栽培したあと５年目に水張りを行っても、「連作障害が発生していない」とは認められません。ハウスの圃場に水張をする場合も認められません。

・水稲が作付けされた圃場の写真は必要ありません。水張りを行った場合のみ写真が必要になります。

・水張りを行うことにより、連作障害を回避できる事を証明した研究成果や文献は有効な証明になります。また、自らが栽培記録簿と出荷販売書類や写真などで証明する事も、有効な手段になり得るでしょう。

・果樹田や育苗ハウスが立てられていた圃場を５年目に水稲を作付けし、翌年から再度果樹や育苗ハウスとする事はお止め下さい。

・助成対象水田から除外されれても、生産調整水田としてとしてカウントは行います。

・一度交付対象水田から除外されますと、「復元する事は出来ない」と言われておりますのでご注意下さい。

・ご不明な点がございましたら、営農指導機関または当協議会にお問い合わせください。